

“浅地中ピット処分対象廃棄体の製作要件及び検査方法：20XX－ドラム缶形態編－”

公衆審査 原田 英二 様ご意見への回答

2021.12.13

一般社団法人 日本原子力学会

標準委員会

頂きましたご意見についての回答を以下に示します。

ご意見		回答
ご意見箇所	内容	
P264 附属書P 表P.1.1 検査項目「I-2-3 練り混ぜ又は混合 (方法Ba)の場合)」	ご意見 判断基準に記載の「4.3.2.3.2 a)」は、P6の 固型化の方式についての記載内容であり、練 り混ぜ又は混合について記載することから 判断基準の欄に記載するものではないので はないか。 変更案として、「4.3.2.3.1」、「4.3.2.3.2」を引 用して記載してはどうでしょうか。	いただきましたご意見に対して、次のとおり、修正します。 【修正】 「4.3.2.3.2 a)」の記載を削除します。 【修正理由】 いただきましたご意見を踏まえ、固型化の方式の記載内容である「4.3.2.3.2 a)」を削除 します。なお、「4.3.2.3.1」、「4.3.2.3.2」の引用は範囲が広くなり過ぎるため、上記のよ うに修正したいと考えます。
P280 附属書P 表P.1.7 検査項目「XI-2 廃棄体内の上部の 空隙高さ (方法Ba)の場合)」	ご意見 判定基準の「上部空隙が30%以下。」を「上 部空隙が体積で30% (固型化した廃棄物の 上面から容器の蓋の下面までの長さが約 25cm) を超えないこと。」としてはどうでし ょうか。	いただきましたご意見に対して、次のとおり、修正します。また、検査項目「XI-1 廃 棄体内の固化体の充填量 (方法A <sup>a)</sup> の場合)」の判断基準も同様の記載とします。 【修正】 上部空隙が30vol% (固型化した廃棄物の上面から容器の蓋の下面までの長さが約 25cm) を超えない。 【修正理由】 いただきましたご意見を拝承。令和3年8月20日「日本原燃(株)廃棄物埋設施設の保 安規定変更許可申請に関する資料」の内容(廃棄物施設保安規定 別表2 1号廃棄体 のうち均質・均一固化体に係る廃棄物受入基準(第17条、第32条関係))を踏まえ、 上記のように修正します。
P291 附属書P 表P.2.3 表P.2.3 VIII-1 放射性廃棄物の発 生後の経過期間	ご意見 「対象廃棄物の分別記録」と記載されてい るが発生日の記録としては「対象廃棄物の取 り出し記録」が適切と考えます。 「対象廃棄物取り出し記録」には、対象廃棄 物の発生日が記録されているためです。	このままとしたいと考えます。 【理由】「対象廃棄物の取り出し記録」には対象廃棄物の発生日が記載されていますが、 廃棄物取り出し後、分別作業を実施し容器に投入します。「放射性廃棄物の発生後の経 過時間」は廃棄体ごとに担保する必要があるため、容器1体に投入する廃棄物単位での管 理が適切であると考えられるため、分別記録としています。

ご意見		回答															
ご意見箇所	内容																
<p><b>P57 附属書 B 表 B.4</b></p> <p>受入要件の内容</p> <p>均質又は均一固化体を埋設する 1 号廃棄物埋設施設の安全評価では分配係数を見込んでいる廃棄体種類 (セメント固化体), 又は PWR の固化体 (アスファルト固化体) について, 次のように制限 a) されている。</p> <p>一均質又は均一固化体: セメントで固型化した廃棄体が, 1 群から 6 群までは, 埋設施設 1 群ごとに, 80 vol%以上。かつ, 埋設設備 1 基ごとに, 60 vol%以上。</p> <p>一均質又は均一固化体: <u>PWR のセメント及びアスファルトで固型化した廃棄体が, 7 群は埋設設備 1 基ごとに, 45 vol%以上</u></p>	<p>ご意見</p> <p>「PWR のセメント及びアスファルトで固型化した廃棄体が, 7 群は埋設設備 1 基ごとに, 45vol%以上」とあるが, 事業変更許可に記載されてないので, 削除する必要がある。</p>	<p>いただきましたご意見に対して, 次のとおり, 考えます。</p> <p><b>【修正】</b></p> <p>一 均質又は均一固化体: セメントで固型化した廃棄体が, 1 群から 5 群までは, 埋設施設 1 群ごとに, 80 vol%以上。かつ, 埋設設備 1 基ごとに, 60 vol%以上。</p> <p>一 均質又は均一固化体:<u>アスファルト又はプラスチック</u>で固型化した廃棄体が, <u>6 群</u>は埋設設備の群単位で, <u>40 vol%以下</u></p> <p><b>【修正理由】</b></p> <p>いただきましたご意見を拝承。 「廃棄体種類の割合が規定値以上 (定置時の制限)」は, 審査中の資料 (令和 2 年 1 月申請のもの) の内容でした。これを許可が得られた令和 3 年 6 月 21 日補正申請版「日本原燃株式会社第二種廃棄物埋設事業変更許可申請に係る新規制基準への適合確認に関する資料」の内容 (下記要約参照) を踏まえ, 上記のように修正します。</p> <table border="1" data-bbox="1249 767 1944 1072"> <thead> <tr> <th>埋設施設</th> <th>埋設固化体の種類</th> <th>固化体<sup>注</sup>の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5 群</td> <td>均質・均一固化体 (セメント固化体, アスファルト固化体, プラスチック固化体)</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>6 群</td> <td>同上</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>7 群</td> <td>充填固化体</td> <td>埋設対象外</td> </tr> <tr> <td>8 群</td> <td>充填固化体, 均質・均一固化体及びセメント破砕物充填固化体</td> <td>制限なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 アスファルト固化体, プラスチック固化体の埋設制限量</p> <p>出典 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について 第十条 廃棄物埋設地のうち第四号 (廃止措置の開始後の評価) 線量評価パラメータ 分配係数, 日本原燃株式会社, 2021 年 6 月</p>	埋設施設	埋設固化体の種類	固化体 <sup>注</sup> の制限	1～5 群	均質・均一固化体 (セメント固化体, アスファルト固化体, プラスチック固化体)	20%以下	6 群	同上	40%以下	7 群	充填固化体	埋設対象外	8 群	充填固化体, 均質・均一固化体及びセメント破砕物充填固化体	制限なし
埋設施設	埋設固化体の種類	固化体 <sup>注</sup> の制限															
1～5 群	均質・均一固化体 (セメント固化体, アスファルト固化体, プラスチック固化体)	20%以下															
6 群	同上	40%以下															
7 群	充填固化体	埋設対象外															
8 群	充填固化体, 均質・均一固化体及びセメント破砕物充填固化体	制限なし															